

ヨーロッパ人権条約とイギリス1998年人権法-国際人権条約を介した裁判所と議会との新たなDialogueの可能性-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江島, 晶子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10509

《個人研究（2004 年度～2005 年度）》

ヨーロッパ人権条約とイギリス 1998 年人権法
— 国際人権条約を介した裁判所と議会との新たな Dialogue の可能性 —

江 島 晶 子☆

The European Convention on Human Rights and the Human Rights Act 1998
— A New Dialogue between the Judiciary and the Parliament through
the International Human Rights Treaties —

Akiko Ejima

はじめに：裁判所と議会

I 1998 年人権法発効前の状況

II 1998 年人権法のメカニズム

III 1998 年人権法発効後の状況

(1) 人権法のインパクト

(2) 人権法 3 条と 4 条との関係：裁判所と議会のダイアログ

IV 憲法構造全体に対するその他の影響

おわりに

【論文要旨】

本稿は、ヨーロッパ人権条約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms、以下、ECHR と記す）および、1998 年人権法（Human Rights Act 1998、以下、人権法と記す）によってこの ECHR を編入したイギリスを検討対象とする。本稿の目的は、国際人権条約を介して人権保障の実現において国内機関（議会と裁判所）が新たな関係性を構築する可能性が存在することを指摘し、人権保障の実効性促進において効果的な要素を析出することである。

ECHR は、国内法における地位いかんにかかわらず、各 ECHR 締約国内の法制度における重要性を増している。とりわけ人権分野の国内判例に及ぼす影響力の高さは他の国際人権条約と比しても群を抜い

☆法科大学院教授

ている。ECHR加盟国の中でも最古参国の一つであるイギリスにおいては、議会がECHRを国内法に編入せずにきたことから、国内裁判所におけるECHRの解釈・適用は長らく実践的にも理論的にも論争的課題であった。それに対する立法的解答としての人権法は、人権法の解釈・適用（実際にはECHR適合的解釈の限界）をめぐって、裁判所の立法解釈機能と議会の立法制定機能との境界（ひいては裁判所と議会の関係）について、理論的にも、そして具体的判例を通して実践的にも、新たな論争状況を作り出すに至っている。

そこで、本稿では、第一に、出発点として、人権法制定前における国内裁判所におけるECHRの影響を明確にする。第二に、どのような方法でECHRがイギリス法に編入されることになったのか、人権法の概要を簡略に説明する。そして、第三に、現在、人権法がどのように運用されているか、すなわち人権法制定後における国内裁判所におけるECHRの影響を明らかにする。ここでは、ECHR適合的解釈（人権法3条）と不適合宣言（人権法4条）の関係を中心に、裁判所がECHRという新しい「道具」をどのように使っているのか、そしてその使い方が議会との関係で何か新しい状況を作り出していないかについて考察する。とりわけ、人権法制定後の国内裁判所判例の分析を通じて、ECHRの国内判例における影響を評価する。そして、裁判所と議会との間にどのような新しい関係が生じているか、ひいては統治構造全体に対してECHRがどのようなインパクトを及ぼしているのか、国際人権条約としてのECHRのポテンシャルを検討する。とくに、国内法制度における国際人権のポテンシャルを高めるという観点から評価すべき点を指摘する。そして、最後に、以上のような影響が、憲法構造全体にどのようなインパクトを及ぼしているか検討する。

以上のような検討結果として、「国内判例における国際人権」という問題視角は、国内裁判所において国際人権条約（ここではECHR）がどのように解釈適用されているか、国内裁判所において人権実現のためにどのように有用かという問題にとどまらず、むしろ「国際人権」が国内裁判所を出発点として裁判所と他の国家機関との関係の中で、国内裁判所以外の国家機関にもより具体的直接的影響を及ぼし得るという結論を得るに至った。合わせて、憲法学上の根源的問題の一つである、last wordは裁判所にあるのか、議会にあるのかという問題について、ECHRの高い実効性は、ヨーロッパ人権条約レベルで同じ問題を提起しうる点についても言及した。これは、憲法学における「立憲主義と民主主義」の論争にも通じる側面がある。そして、人権法のようにいわゆる「違憲審査制」ではない形でECHRを編入したイギリスでは、「違憲審査制」を備えていないだけに新たなアプローチ（第三の道）を考え得る興味深い状況にあることも指摘した。

もちろん、これをもっぱらECHRの影響力によるものとする評価は一面的であって、時期を同じくしてイギリス労働党政権が推進してきた憲法改革に起因する部分も多々ある¹。本稿では両者が相互に関連していることにとりわけ注目しながら、国際人権条約のポテンシャルを明確にした。

以上より、イギリスにおける人権法制定の試みは、司法部に新たな仕組を付与するにいたった点でも、

¹ 1997年に成立したイギリス労働党政権の憲法改革については、松井幸夫（編著）『変化するイギリス憲法—ニュー・レイバーとイギリス「憲法改革」』（敬文堂、2004）参照。

立法府、司法府および執行府のすべてが人権保障に関わるという関係性を実現する仕組みを設置した点で注目される。しかも、ただ単に他国の制度を導入するという方法ではなく、参考にしつつも自国の制度に合わせた制度改革を行った点でも興味深い。イギリスの人権法のセット自体が直接、日本にとって直接導入しうるものといえるわけではないが、その中で導入された細かな制度や実施の点で、また大きくとらえたときに、人権を立法府、司法府および執行府のバランスの中で実現していくのは当然の前提だが、そのバランスの取り方はいかなるものであるのか、そして国際人権条約はそのバランス設定にどのように貢献しうるのかという点において示唆的である。

(えじま あきこ)

(注) 本論文要旨は、社会科学研究所個人研究(2004年度～2005年度)「人権保障における議会と裁判所のダイアローグ—1998年イギリス人権法のインパクト—」の成果に替えて出版されたものである。

芹田健太郎・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹(編集代表)

国際人権法学会 15周年記念『講座国際人権法 1 国際人権法と憲法』信山社 2006年11月25日、204-222頁